

**令和 6 年度における
フリーランスに係る取引の適正化に向けた取組
及び
フリーランス・事業者間取引適正化等法第 2 章の運用状況**

**令和 7 年 5 月 1 5 日
公正取引委員会**

- 1 フリーランス・事業者間取引適正化等法の施行に伴い必要となる関係政令等の整備
 - ・「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行令」及び「公正取引委員会関係特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行規則」の制定（いずれも令和6年5月31日公布、同年11月1日施行）
- 2 「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方」の策定等
 - ・「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方」及び「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律と独占禁止法及び下請法との適用関係等の考え方」の策定（令和6年5月31日公表）
 - ・勧告を行った場合、事業者名、違反事実の概要、勧告の概要等を公表することなどを公表（令和6年10月1日）
- 3 フリーランス・事業者間取引適正化等法関係業務の担当部署の設置
 - ・本局におけるフリーランス取引適正化室の設置（令和6年4月1日）
 - ・5つの地方事務所におけるフリーランス課の設置（令和7年4月1日）

第2 フリーランスに係る取引の適正化に向けた取組

- 1 フリーランス取引の状況についての実態調査（法施行前の状況調査）
令和6年5月から6月にかけて「フリーランス取引の状況についての実態調査（法施行前の状況調査）」を実施（同年10月18日結果公表）
- 2 フリーランス・事業者間取引適正化等法の普及・啓発
 - ・ 事業者及び事業者団体を対象として、当委員会主催の説明会を合計40回実施
 - ・ 事業者団体等が開催する説明会等に職員を講師として138回派遣
 - ・ パンフレット・広報用動画の作成・掲載、ウェブサイトの活用、広報活動の集中的な実施（特設ウェブサイトの開設、インターネット広告、鉄道車内のビジョン広告等の各種の媒体を活用した広告の掲載等）

1 特設ウェブサイト（ポイント解説動画、理解度診断）



2 インターネット広告



3 パンフレット



3 フリーランス・事業者間取引適正化等法に係る相談

- ・ 地方事務所等を含めた全国の相談窓口において、5,018件の相談に対応
- ・ 「フリーランス・トラブル110番」において、12,323件の相談に対応



1 フリーランスとの取引に関する調査の実施状況等

- ・ 問題事例の多い業種に係る発注事業者 3 万名を対象に「フリーランスとの取引に関する調査」を実施
- ・ フリーランス・事業者間取引適正化等法の違反被疑事実についての申出 92件

フリーランス・事業者間取引適正化等法の違反被疑事実についての申出窓口

<https://www.jftc.go.jp/soudan/shinkoku/freelance.html>



2 フリーランス・事業者間取引適正化等法違反被疑事件の処理状況

- ・ 137件の違反被疑事件に新規に着手
- ・ 96件の違反被疑事件を処理し、このうち54件について指導を実施
- ・ 特定受託事業者との取引が多い業種であるゲームソフトウェア業、アニメーション制作業、リラクゼーション業及びフィットネスクラブの事業者について集中的に調査を行った結果、同法第22条の規定に基づき、45名の事業者に対して、契約書や発注書の記載、発注方法、支払期日の定め方等の是正を求める指導を行い、その概要を公表（令和7年3月28日）

主な指導事例の概要（第3条／取引条件の明示）

【ゲームソフトウェア業】

特許関連の業務を特定受託事業者に委託しているが、業務委託をした場合に直ちに明示が必要な事項のうち、給付を受領する期日を明示していなかった。

【ゲームソフトウェア業】

オンラインゲームのイラスト制作を特定受託事業者に委託しているが、既に給付を受領していたにもかかわらず、給付を受領する期日及び報酬の額を明示していなかった。

【ゲームソフトウェア業】

ゲームソフトに関する企画制作を特定受託事業者に委託しているが、業務委託をした場合に直ちに明示が必要な事項のうち、報酬の支払期日を明示していなかった。

【アニメーション制作業】

アニメーション作品の制作業務の全部又は原画の作成、音響演出等の業務を特定受託事業者に委託しているが、業務委託をした場合に直ちに明示が必要な事項のうち、検査完了日並びに報酬の額及び支払期日を明示していなかった。

【リラクゼーション業】

整体施術の業務を特定受託事業者に委託しているが、業務委託をした場合に直ちに明示が必要な事項のうち、役務の提供を受ける期日及び場所を明示していなかった。

【フィットネスクラブ】

パーソナルトレーニング業務を特定受託事業者に委託しているが、業務委託をした場合に直ちに明示が必要な事項のうち、報酬の支払期日を明示していなかった。また、個々の業務委託の発注時において、共通事項（基本契約書）との関連性（参照元）を明示していなかった。

【フィットネスクラブ】

グループレッスン業務を特定受託事業者に委託しているが、業務委託が開始された後に取引条件の明示を行っており、業務委託をした場合の明示を直ちに行っていなかった。

【フィットネスクラブ】

インストラクター業務を特定受託事業者に委託しているが、業務委託をした場合に直ちに明示が必要な事項のうち、役務の提供を受ける期日及び場所を明示していなかった。

【貨物軽自動車運送業】

軽貨物運送業務を特定受託事業者に委託しているが、業務委託が開始された後に取引条件の明示を行っており、業務委託をした場合の明示を直ちに行っていなかった。

【受託開発ソフトウェア業】

ウェブサイト制作業務を特定受託事業者に委託しているが、業務委託をした場合に直ちに明示が必要な事項のうち、給付を受領する期日及び場所を明示していなかった。また、個々の業務委託の発注時において、共通事項（基本契約書）との関連性（参照元）を明示していなかった。

主な指導事例の概要（第4条／報酬の支払期日）

【ゲームソフトウェア業】

ゲームイラストやテキスト等の制作を特定受託事業者に委託しているが、特定受託事業者が請求書を提出した日を基準に支払期日を設定しており、給付を受領した日から60日以内に報酬を支払わない場合、期日までの報酬支払義務違反となるおそれがあった。

【ゲームソフトウェア業】

ゲームに関する漫画制作を特定受託事業者に委託しているが、検収日を基準に支払期日を設定しており、給付を受領した日から60日以内に報酬を支払わない場合、期日までの報酬支払義務違反となるおそれがあった。

【リラクゼーション業】

整体施術の業務を特定受託事業者に委託しているが、報酬の支払期日を「翌月10日まで」と記載しており具体的な期日を特定していなかった。

【フィットネスクラブ】

インストラクター業務を特定受託事業者に委託しているが、報酬の支払期日を「翌月末日まで」と記載しており具体的な期日を特定しておらず、かつ、特定受託事業者からの請求書の提出が遅れた場合に報酬の支払が遅れる旨の定めをしており、給付を受領した日から60日以内に報酬を支払わない場合、期日までの報酬支払義務違反となるおそれがあった。

【フィットネスクラブ】

S N Sの動画等の投稿業務を特定受託事業者に委託しているが、報酬の支払期日を「請求書受領月の翌月末日」と設定しており、給付を受領した日から60日以内に報酬を支払わない場合、期日までの報酬支払義務違反となるおそれがあった。